

市道路線の一部廃止について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 8 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

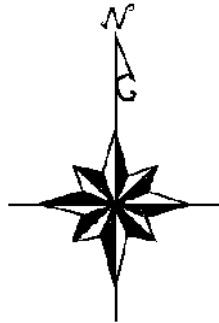
今井土地区画整理事業の施行に伴い路線を一部廃止する必要が生じたので、道路法第 1 0 条第 3 項で準用する同法第 8 条第 2 項の規定にもとづき、この案を提出いたします。

市道路線の一部廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定にもとづき、次のとおり市道路線の一部を廃止する。

路 線 名	一 部 廃 止 す る 部 分	備 考
	起 点 終 点	
青 3 9 3 号 線	青梅市今井 4 丁目 2 0 3 6 番 6 青梅市今井 4 丁目 2 0 3 5 番 2 2	別 記 図 面 表示のとおり

市道路線一部廃止略図



青梅市今井4丁目地内

● — 一部廃止する部分

● ● ● ● ● ● ● ● —▶ 一部廃止後の路線
延長（廃止部分）79.76メートル

